

重点的な取組、共通的な取組

令和4年度の調達改善計画								
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標 (原則、定量的に記載)	
							目標達成予定時期	
○		情報システム関連調達の改善	<p>情報システム関連調達については、次の取組を順次行う。</p> <p>①情報システムの保守、改修、更新等において、既存ベンダーと再契約することとなる場合は理由を確認して、デジタル統括アドバイザーの意見を踏まえ参入しやすい環境を整備する。</p> <p>②一者応札及び競争性のない随意契約が継続した場合は、下記「調達改善に向けた審査・管理の充実」による。</p>	デジタル化の推進に当たり、競争性の更なる向上及び透明性・公正性の確保を図る必要があると考えるため	A	R4	契約方式や調達価格の適正性の確保	R5.3
○		調達改善に向けた審査・管理の充実【一者応札の改善】	<p>【調達に向けた取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・履行期間を十分に確保する。 ・仕様書が過度の条件や性能を求めるものになっていないか検証する。 ・仕様書等の記載事項の明確化等の事業内容の理解促進に取組む。 ・事業内容により入札参加資格制限の緩和する。 <p>【一者応札案件の改善に向けた取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一者応札となった案件において、入札説明書を取り寄せたが応札しなかった者からのヒアリングを実施し、一者応札となった原因の分析を行い、その結果を以降の入札に活用する。 ・一者応札が改善された案件については、新規に参加した業者から、入札参加理由等についてヒアリングを実施し、その結果を以降の入札に活用する。 ・前回の入札において一者応札となった案件については、チェックリストを活用して調達内容・資格要件等の事前審査を行う。 <p>【継続一者応札の改善に向けた契約監視委員会の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続して一者応札となった個別案件（継続一者応札案件）は、契約監視委員会に諮り、実施した取組について審議して、案件の内容に沿ったより実効性の高いものに改善する。 ・契約監視委員会で審議された継続一者応札案件が、次回の入札においても一者応札となった場合には、再度、契約監視委員会において審査を行い、更なる改善策について検討する。 ・契約監視委員会で示された改善策を実施したことにより、一者応札が改善された場合には、そのケースを調達事務担当者研修等において紹介するなどしてノウハウの共有を図るとともに、改善策の実施による成果等について契約監視委員会に報告する。 		A	R4 H25 H29 R4 H30 R1	対策と効果を分析し、実行することで、入札における一者応札を0件にする。	継続
○		調達事務のデジタル化	<ul style="list-style-type: none"> ・入札実施、契約書作成等にGEPSを活用する。 ・一定の金額を超える案件について、電子調達システムを活用したものとす。 ・請書等の電子メールによる徴取、見積書及び請求書等への押印を電子化により省略する。 ・入札説明会等のオンライン開催を実施する。 ・契約監視委員会等のオンライン開催を実施する。 		A	R4	調達手続における書面、押印、対面の電子化を推進する。	R5.3
○		電力調達、ガス調達の改善	該当なし					

その他の取組

具体的な取組内容	新規 継続 区分
<p>1 オープンカウンター方式の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・費用対効果を考慮した上で、物品購入、印刷製本及び役務提供について、オープンカウンター方式による調達を積極的に実施する。 ・オープンカウンター方式による調達情報を政府電子調達(GEPS)等の活用を通じて広く周知するとともに調達結果を速やかに公表する。 ・オープンカウンター実施における問題点の分析・その結果を踏まえた改善に努める。 	継続
<p>2 随意契約の事前審査の実施等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・競争性のない随意契約のうち一定金額以上のものについては、随意契約審査委員会において、契約の適否等について事前の審査を実施する。 ・随意契約審査委員会の対象案件以外については、調達決裁等の段階で、競争性のない随意契約によらざるを得ない理由を明示し、会計室において、その理由についての事前審査を実施する。 	継続
<p>3 契約の事後検証の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少なくとも半期に1回、契約監視委員会において、調達の手続、契約の内容等について外部有識者による検証を実施する。 ・契約監視委員会における指摘事項に基づく調達の改善する。 	継続
<p>4 汎用的な物品・役務における共同調達等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・費用削減効果が見込まれる品目について、法務省等との共同調達を実施する。 ・他省庁の地方支分部局から、新たな品目等について共同調達の提案を受けた場合は、費用対効果を考慮した上で、共同調達の実施を検討する。 	継続
<p>5 国庫債務負担行為の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報システム関係の調達を主として、全体費用の低下を図るため、国庫債務負担行為による複数年度契約を実施する。 なお、一定期間経過後は、技術革新等を踏まえ、仕様書の見直しなどを実施して、契約方法を検討する。 	継続
<p>6 調達事務担当者に対する研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調達事務担当者の適正調達の意識向上を図るための研修を実施する。 ・職員の調達改善の意識向上のため、調達改善の基本的な考え方をイントラネットに掲示する。 	継続
<p>7 クレジットカード(法人カード)の活用の検討・対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共料金の支払にクレジットカード決済を活用する。 ・職員の立替払にクレジットカードを活用する。 ・地方のタクシー券を廃止し、クレジットカードを活用する。 ・電子図書等の購入にカード決済を導入する。 ・コーポレートカードによる海外出張経費へ導入する。 	新規